

高知市立介良中学校 いじめ防止基本方針

高知市立介良中学校

令和4年3月

いじめ防止等のための対策に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、内面を深く傷つけ、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識と行動を育成することになる。また、いじめが発生した場合、迅速かつ効果的な対応を組織的に行っていく必要がある。

そのために、従来より人権教育を教育活動の基盤として取り組んできたが、今後もより一層生命や人権を大切にする精神を貫く教育実践を推進し、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「豊かな心をもち、自ら学び、たくましく生きる生徒の育成」を教育目標とし、校訓「自主・敬愛・誠実」から自分が行動する、人を大切にする、真心で接する生徒を育てたいと考えている。そして、生徒目標として「自分を大切にする」「人を大切にする」「きまりを大切にする」「ものを大切にする」の4つを生活で意識させていきたいと考える。そのために、学習指導の充実、自尊感情の育成、道徳教育の充実、不登校生徒の支援充実、地域連携を柱として日々の教育活動に取り組んでいる。特に本校の特色として人権教育を基盤として自尊感情の育成に、重点的に取り組んでいるが、あらためて「いじめは重大な人権侵害事象である」との認識のもとに、防止のための指導、発生した場合の対策を明確にするために、ここに『介良中学校いじめ防止基本方針』を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や画像や映像を不本意にとられたり、ネット上に流される等

いじめ防止

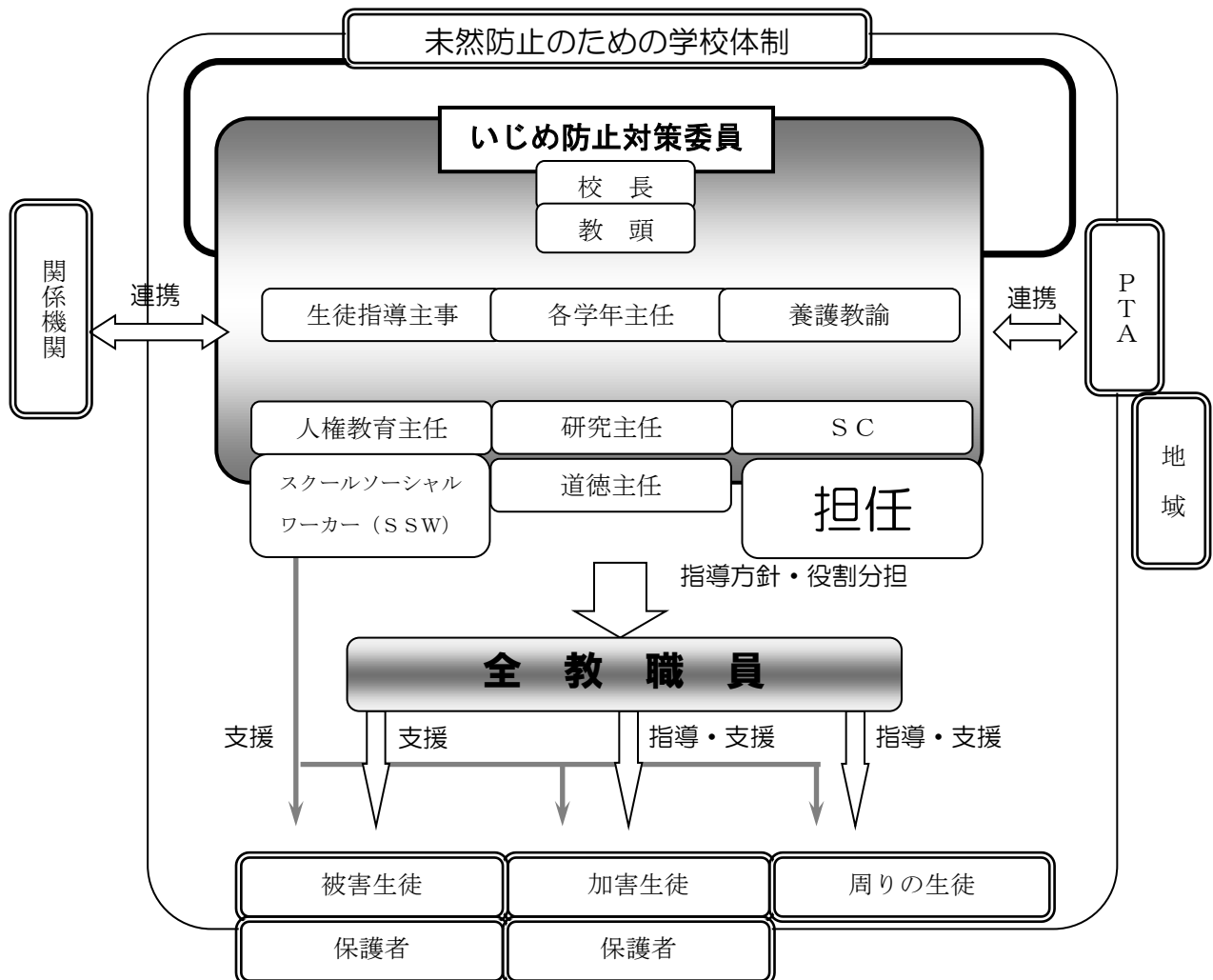
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための体験や気づき、価値付けが必要である。そうした取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そのために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に向けた取り組みを検討し、教職員が一丸となって取り組んでいく。その際、いじめは重大な人権侵害だという認識のもと、人権教育委員会とも連携して取り組みを行っていく。また、今まで生徒指導委員会を中心に行っていた未然防止に向けた取り組みも、「いじめ防止対策委員会」でのチェックや検討をもとに連携して取り組みを行っていく。

「いじめ防止対策委員会」での年間計画や校内研修の実施計画をもとに、研究部会、生徒指導委員会、特別支援・不登校支援委員会のそれぞれの分野で取り組みや活動を行う。実施した活動は「いじめ防止対策委員会」にて実施方法や活動内容を報告し、「いじめ防止対策委員会」で課題を共有し、今後の取り組みや活動について企画立案し、それを研究部会、生徒指導委員会、特別支援・不登校支援委員会のそれぞれの分野で実行していく。



全ての生徒が、安心・安全に学校生活を送るために、全教職員がいじめについての基本的な考え方を共有し、いじめは絶対に許さないという考えのもとで、すべての教育活動を行う。そしていじめの未然防止に向けて、「いじめ防止対策委員会」で検討された指導方針をもとに、各教科や総合的な学習の時間、道徳や特別活動や学校行事等を通じて、いじめをしない、させない、ゆるさない集団づくりを行っていく。その際、特に人権教育と関連させて取り組みを行っていく。また、いじめをゆるさないという感覚を、教職員だけでなく生徒や保護者にも啓発していくことが大切であり、学校と家庭とのより一層の連携を図っていく。